# 建 設 業 者 監 督 処 分

年月日:2020年(令和2年)4月1日以降 監督処分庁:大分県

### ● 処分一覧

処分年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	処分内容	処分内容の詳細		
2025年10月17日	株式会社ゼウス	大分県大分市大字勢家843番地の175	指示処分	監督処分簿第215参照		
2025年9月25日	株式会社ワールド建設	大分県大分市大字荏隈1682番地の 5	営業の停止処分	監督処分簿第214参照		
2025年7月17日	株式会社山村産業	大分県佐伯市大字海崎74番地	指示処分	監督処分簿第213参照		
2025年6月18日	高野建設有限会社	大分県豊後大野市三重町松尾3539番地	営業の停止処分	監督処分簿第212参照		
2025年6月18日	有限会社三栄重機建設	大分県由布市挾間町北方135番地1	営業の停止処分	監督処分簿第211参照	R 7年度	
2025年3月26日	大友開発有限会社	大分県玖珠郡九重町大字野上3215番地	指示処分	監督処分簿第210参照		
2024年12月13日	ナカノス建設工業株式会社	大分県大分市大字三佐988番地	指示処分	監督処分簿第209参照		
2024年11月15日	株式会社小畑組	大分県由布市挾間町高崎152番地4	指示処分	監督処分簿第208参照		
2024年11月15日	株式会社建翔工業	大分県由布市庄内町柿原518番地	指示処分	監督処分簿第207参照		
2024年10月17日	株式会社西日本技建	大分県大分市下郡北2丁目4番30号	指示処分	監督処分簿第206参照		
2024年9月18日	佐伯建工株式会社	大分県佐伯市大字海崎842番地の12	指示処分	監督処分簿第205参照		
2024年8月23日	有限会社京大工業	大分県大分市汐見二丁目32番1号	営業の停止処分	監督処分簿第204参照		
2024年7月10日	有限会社山末建設	大分県宇佐市大字下高1724番地	指示処分	監督処分簿第203参照		
2024年6月18日	株式会社薬師寺建設	大分県津久見市中央町2番8号	指示処分	監督処分簿第202参照		
2024年5月9日	株式会社宇佐建設	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈78番地	指示処分	監督処分簿第201参照		
2024年4月26日	株式会社エイワン不動産建設	大分県大分市大字下宗方712番地の 1	指示処分	監督処分簿第200参照		
2024年4月18日	株式会社財前組	大分県国東市国東町小原1811番地の1	指示処分	監督処分簿第199参照		
2024年4月12日	株式会社昇成	大分県玖珠郡玖珠町大字山田2210番地の1	指示処分	監督処分簿第198参照	R 6年度	13件
2023年10月17日	株式会社石川建設工業	大分県大分市横塚2丁目1番37号	指示処分	監督処分簿第197参照	R 5年度	1件
2023年3月31日	株式会社SHINKO	大分県佐伯市大字池田1936-1	指示処分	監督処分簿第196参照		_
2023年3月8日	株式会社藤建興業	大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本村255-5	指示処分	監督処分簿第195参照		
2023年3月2日	有限会社臼杵総建	大分県臼杵市大字臼杵56-1	営業の停止処分	監督処分簿第194参照		
2023年2月28日	淺野建設株式会社	大分県別府市大字鶴見4548-452	営業の停止処分	監督処分簿第193参照		
2023年2月22日	有限会社エムエーディ	大分県大分市大字松岡5496-1	指示処分	監督処分簿第192参照		
2023年2月8日	株式会社大分電設	大分県大分市向原沖1-1-30	指示処分	監督処分簿第191参照		
2023年1月19日	旭工業株式会社	大分県国東市国見町中1232	指示処分	監督処分簿第190参照		
	株式会社匠研工業	大分県由布市挾間町来鉢1940-1	指示処分	監督処分簿第189参照		
2022年11月22日	株式会社九州エナジー	大分県大分市都町3-1-1	営業の停止処分	監督処分簿第188参照		
2022年10月21日	有限会社サイガン工業	大分県宇佐市大字高砂新田272-4	営業の停止処分	監督処分簿第187参照		
2022年8月10日	株式会社三愛	大分県大分市竹の上10-22	指示処分	監督処分簿第186参照		
2022年6月24日	有限会社武内建築	大分県日田市天瀬町馬原530-2	指示処分	監督処分簿第185参照		
2022年4月25日	株式会社タカハシ	大分県大分市大字種具1402番地の1	営業の停止処分	監督処分簿第184参照		
2022年4月22日	株式会社但馬設備工業	大分県大分市原新町9-9	指示処分	監督処分簿第183参照		
2022年4月22日	株式会社東海建設	大分県大分市大字野田809-3	指示処分	監督処分簿第182参照		
2022年4月22日	有限会社ナショナル建設	大分県大分市下郡477	指示処分	監督処分簿第181参照	R 4年度	16件
2022年3月15日	旭工業株式会社	大分県国東市国見町中1232	営業の停止処分	監督処分簿第180参照		
2022年2月24日	立石建設工業株式会社	大分県中津市大字永添2751-41	指示処分	監督処分簿第179参照		
2021年12月28日	イシケン建設工業株式会社	大分県宇佐市安心院町折敷田154番地1	許可の取消処分	監督処分簿第178参照		
2021年12月24日	株式会社真重建	大分県大分市庄境1-44	指示処分	監督処分簿第177参照		
2021年12月24日	株式会社三共農園材	大分県宇佐市大字和気976番地	指示処分	監督処分簿第176参照		
2021年12月24日	有限会社昇和工業	大分県大分市大字森町566番地の7	指示処分	監督処分簿第175参照		
2021年12月17日	咲栄株式会社	大分県大分市西大道1-2-21	指示処分	監督処分簿第174参照		
2021年10月22日	有限会社幸建企画	大分県大分市古国府4丁目3番19号	指示処分	監督処分簿第173参照		
2021年10月22日	株式会社新興プラント工業	大分県大分市向原西二丁目8番13号	指示処分	監督処分簿第172参照		

2021年10月22日	株式会社Rec	大分県大分市緑が丘一丁目9番4号	指示処分	監督処分簿第171参照		
2021年8月23日	高田建設株式会社	大分県豊後高田市高田2106番地1	営業の停止処分	監督処分簿第170参照		
2021年6月30日	有限会社羽野建技	大分県別府市大字鶴見1958-8	指示処分	監督処分簿第169参照		
2021年6月21日	有限会社翔樹	大分県中津市大字福島1587番地1	許可の取消処分	監督処分簿第168参照		
2021年5月27日	松田建築有限会社	大分県別府市大字のだ57番地の3	指示処分	監督処分簿第167参照		
2021年5月18日	有限会社ノジリ	大分県大分市大字竹中1370-1	指示処分	監督処分簿第166参照		
2021年5月18日	有限会社恵大	大分県竹田市大字入田17-2	指示処分	監督処分簿第165参照	R 3年度	16件
2021年3月23日	菅隆建設株式会社	大分県佐伯市大字海崎78-1	指示処分	監督処分簿第164参照		
2021年3月19日	有限会社一生工務店	大分県大分市寒田873-4	指示処分	監督処分簿第163参照		
2021年3月19日	旭産業株式会社	大分県臼杵市大字市浜1137-1	指示処分	監督処分簿第162参照		
2020年10月22日	カミシナ商事有限会社	大分県津久見市中央町8番17号	指示処分	監督処分簿第161参照	R 2年度	4件

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 215

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ゼウス	代表者氏名	中島 悠哉
主たる営業所	大分市大字勢家843番地の17	5	
の所在地	八万甲八丁另本 0 年 0 雷地沙1 7	0	
許可番号	大分県知事(般-4) 第010041号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、管、舗、水

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和7年10月17日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条	同項第3号該当)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

令和5年9月14日、大分市内の作業現場において、株式会社ゼウスの労働者が作業中に傷病を負い、4日以上休業したにもかかわらず、その旨の労働者死傷病報告を大分労働基準監督署に令和6年4月25日まで提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件に関し、同社及び同社の代表取締役は、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### 建設業者監督処分簿 214

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ワールド建設	代表者氏名	畠中 稔
主たる営業所	大分市大字荏隈1682番地の 5		
の所在地	人分印八千任候1002番地の3		
許可番号	大分県知事(般-03) 第11558号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、舗

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和7年9月25日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第	1項第3号該当)	

### 処分の内容

停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受 けているもの

令和7年9月25日から令和7年11月23日までの60日間

#### 処分の原因となった事実

公契約関係競売等妨害罪、官製談合防止法違反

株式会社ワールド建設の元監査役は、公契約関係競売等妨害罪並びに官製談合防止法違反の罪によ り起訴され、令和7年7月3日に大分地方裁判所から懲役2年(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する

その他参考となる事項新聞報道等による。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 213

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社山村産業	代表者氏名	阿部 久美子
主たる営業所	大分県佐伯市大字海崎74番地		
の所在地			
許可番号	大分県知事(般-06) 第13668号	許可を受けている 建設業の種類	土、と

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和7年7月17日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反 (無許可営業)

株式会社山村産業は、民間発注の解体工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 212

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	高野建設有限会社	代表者氏名	髙野 千代徳
主たる営業所	大分県豊後大野市三重町松尾35	3.9悉地	
の所在地	八万州豆及八万 市二 <u>至</u> 市福尼 0 0		
許可番号	大分県知事(般-03) 第6445号	許可を受けている 建設業の種類	土、と

# 2、処分に関する事項

処分年月日	令和7年6月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条	第1項第2号該当)	

### 処分の内容

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- 2 期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日までの15日間

#### 処分の原因となった事実

請負契約に関し不誠実な行為

高野建設有限会社は、大分県から有限会社三栄重機建設が請け負った令和6年度交防急対第19号 急傾斜地崩壊対策工事の現場代理人について、本来、元請業者である社員を配置しなければならな かったが、これに下請業者である高野建設有限会社の社員を配置した。

また、令和7年3月7日に工事完成検査を受けた際には、下請業者の社員は現場腕章をつける等対応し、さらに、同人は工期中現場代理人になりすましていたなど、請負契約に関し不誠実な行為を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を 行った。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 211

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社三栄重機建設	代表者氏名	原田 阿子
主たる営業所	大分県由布市挾間町北方135番	-Hr 1	
の所在地	人为 东田州时代间 41 亿分 1 0 0 亩	7E 1	
許可番号	大分県知事(般-05) 第11077号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、し、水、解

# 2、処分に関する事項

処分年月日	令和7年6月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条	第1項第2号該当)	

### 処分の内容

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの、又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- 2 期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日までの15日間

#### 処分の原因となった事実

請負契約に関し不誠実な行為

有限会社三栄重機建設は、大分県から請け負った令和6年度交防急対第19号急傾斜地崩壊対策工事の現場代理人について、本来、自社の社員を配置しなければならなかったにもかかわらず、これに下請業者である高野建設有限会社の社員を配置させた。

また、令和7年3月7日に工事完成検査を受けた際には、下請業者の社員は現場腕章をつける等対応し、さらに同人は工期中現場代理人になりすますなど、請負契約に関し不誠実な行為を行った。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を 行った。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 210

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	大友開発有限会社	代表者氏名	佐藤 隆行
主たる営業所	大分県玖珠郡九重町大字野上32	1 5 采州	
の所在地	大力聚以环部儿童叫人于野土 3 2 	1 3 街地	
許可番号	大分県知事(般-02) 第10205号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、園

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和7年3月26日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反 (経営業務管理責任者の一時不在)

大友開発有限会社は、経営業務の管理責任者であった者が、令和2年10月31日に役員を退任してから、令和5年5月21日までの間、建設業法第7条第1号に規定する要件を満たす者を欠く状況であったにもかかわらず、同法第11条第5号に規定されている届出を行わずに営業を継続していた。

このことが、建設業法第7条第1号及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 209

## 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	ナカノス建設工業株式会社	代表者氏名	椎本 雄三
主たる営業所	大分県大分市大字三佐988番地	ı	
の所在地	人为宋八为市入于二社 3 0 0 留地		
許可番号	大分県知事(特一03) 第7851号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、大、と、石、屋、タ、 鋼、舗、し、内、水、解

# 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年12月13日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		•

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知 徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反 (無許可営業)

ナカノス建設工業株式会社は、民間発注の建具工事2件において、建設業法第3条第1項の許可を 受けていないにも関わらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契 約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 208

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社小畑組	代表者氏名	小畑 博文
主たる営業所	大分県由布市挾間町高崎152番	+H1 1	
の所在地	人力 採田仰 印	IE 4	
許可番号	大分県知事(特一04) 第12580号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、水、解

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年11月15日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第7号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社小畑組は、民間発注の土木一式工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と、 下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第1項第7号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 207

#### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社建翔工業	代表者氏名	栗林 武士
主たる営業所の所在地	大分県由布市庄内町柿原518番	地	
許可番号	大分県知事(般-02) 第13018号		土、建、大、と、石、屋、管、 タ、鋼、舗、し、内、水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年11月15日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第第28条第1項第2	号	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知 徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反(政令で定める金額以上の下請契約の締結、無資格技術者の配置)

株式会社建翔工業は、民間発注の土木一式工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として総額4,500万円以上の下請契約を締結した。

このことは、同法第16条第1号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。 また、本件工事において、同法第26条第2項の規定に基づき監理技術者を工事現場に設置すべ きところ、これに違反して資格要件を満たさない者を設置していた。

このことは、建設業法第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 206

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社西日本技建	代表者氏名	仁田尾 淳
主たる営業所	大分市下郡北2丁目4番30号		
の所在地			
許可番号	大分県知事(般一05) 第11982号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、 タ、鋼、舗、し、板、ガ、塗、 防、内、絶、具、水

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年10月17日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第6号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社西日本技建は、元請業者から受注した公共工事1件及び民間工事2件(いずれも塗装工事)において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 205

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	佐伯建工株式会社	代表者氏名	神野 広志
主たる営業所	  佐伯市大字海崎842番地の12		
の所在地			
許可番号	大分県知事(般一03) 第4285号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、鋼、舗、し、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年9月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条	第1項第3号該当)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反

佐伯建工株式会社は、佐伯簡易裁判所において、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反により罰金の刑に処され、令和6年6月28日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 204

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社京大工業	代表者氏名	大平 一成
主たる営業所	大分県大分市汐見二丁目32番1	무	
の所在地		7	
許可番号	大分県知事(般-04) 第12597号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、大、と、石、屋 管、タ、鋼、舗、し、内 機、水、解

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年8月23日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条	第1項第3号該当)	

#### 処分の内容

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 期間

令和6年8月26日から令和6年9月1日までの7日間

処分の原因となった事実

法人税及び地方法人税法違反

有限会社京大工業及び同社元代表取締役は、同社の業務に関し、3年間架空の外注費を計上するなどの方法で所得を隠匿したことにより、令和6年7月16日、法人税及び地方法人税法違反で、大分地方裁判所から同社が罰金600万円、同社元代表取締役は懲役1年(執行猶予3年)の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項|同日付で役員に対する営業禁止処分も併せて実施

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 203

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	有限会社山末建設	代表者氏名	野中 太樹
主たる営業所	大分県宇佐市大字下高1724番	+H1	
の所在地	八刀尔 ] 江川八丁   同 1 1 2 4 亩	보다	
許可番号	大分県知事(般特-03) 第2841号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、と、舗、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年7月10日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

有限会社山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日、中津簡易裁判所において、同社が罰金80万円、同社従業員が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 202

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社薬師寺建設	代表者氏名	薬師寺 秀幸
主たる営業所	大分県津久見市中央町2番8号		
の所在地	人分示件人先用个人时 2 留 0 万		
許可番号	大分県知事(般一04) 第1428号	許可を受けている 建設業の種類	土、と、舗、しゅ、園、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年6月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反(営業所専任技術者の専任義務違反)

株式会社薬師寺建設は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、 工事現場ごとに専任の技術者を要する工事の主任技術者として配置し、従事させた。 このことは、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 201

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社宇佐建設	代表者氏名	宇佐 睦生
主たる営業所	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈78	釆州	
の所在地	大分录系统和	<b>田</b> 地	
許可番号	大分県知事(般特-03) 第4610号		土、建、と、石、鋼、舗、塗、 水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年5月9日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

# 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反(適正な施工体制台帳等の作成義務違反)

株式会社宇佐建設は、大分県内の公共工事において、適正な施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

このことは、建設業法第24条の8第1項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 200

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	株式会社エイワン不動産建設	代表者氏名	後藤渡
主たる営業所	大分県大分市大字下宗方712番	:Hhの 1	
の所在地	人分外人分中人士 小分 1 1 2 亩	#E <b>v</b> ⊅ 1	
許可番号	大分県知事(般一05) 第12848号	許可を受けている 建設業の種類	建

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月26日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文及	び同項第2号	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知 徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反(営業所の専任技術者の専任義務違反、無許可営業)

株式会社エイワン不動産建設は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する工事の主任技術者として配置し、従事させた。

また、同工事の主任技術者を別工事の主任技術者として重複配置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

さらに、民間発注の塗装工事及びとび・土工・コンクリート工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 199

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社財前組	代表者氏名	嶋田 和洋
主たる営業所	大分県国東市国東町小原1811	釆州の1	
の所在地	八万宗国来印国来刊 7	毎元四~21	
許可番号	大分県知事(般特一04) 第1261号		土、と、石、管、鋼、舗、 しゅ、園、水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文(	建設業法第24条の	8第2項違反)

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

建設業法違反(再下請負通知書の不提出)

株式会社財前組は、大分県内の公共工事において、同工事の元請業者から請け負った建設工事を他の建設業者へ請け負わせたにもかかわらず、再下請負通知書を元請業者に提出していなかった。 このことは、建設業法第24条の8第2項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 198

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社昇成	代表者氏名	藤本 光弘
主たる営業所	大分県玖珠郡玖珠町大字山田22	10釆地の1 岵当	(アパートR
の所在地	人为朱达纳的达纳 八十四日 2 2	10年地沙1 政司	1) / (
許可番号	大分県知事 (般-05)第12849号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、と、舗

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月12日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文(	同法第6条第1項第	6号違反)

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反(虚偽書類による許可申請)

株式会社昇成は、平成31年1月25日に玖珠土木事務所に提出した建設業許可申請書類のうち、建設業法第6条第1項第6号に基づき提出が義務づけられている定款について、虚偽のものを提出した。 このことは、同法第6条第1項第6号に違反し、建設業法第28条第1項本文に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 197

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	株式会社石川建設工業	代表者氏名	池邉 大輔
主たる営業所	大分県大分市横塚2-1-37		
の所在地	八分示八分印值场2 1 37		
許可番号	大分県知事 (般-04)第13328号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、石、鋼、舗、 しゅ、塗、水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年10月 日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項	第6号	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
  - (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
  - (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
  - (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記1指示事項について講じた措置(前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を、速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社石川建設工業は、一次下請業者から受注した公共工事(とび・土工工事)において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 196

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社SHINKO	代表者氏名	白井 優子
主たる営業所	大分県佐伯市大字池田1936-	1	
の所在地	大力乐在旧市大于福田1930	1	
許可番号	大分県知事 (般一04)第12975号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建、大、と、屋、 タ、内

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年3月31日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第6号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し、継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(前記1各号以外に講じた措置がある場合はこれを含む。)を 速やかに文書をもって報告すること。

# 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社SHINKOは、民間発注の冷蔵庫施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額7000万円以上の下請工事契約を締結した。

本件行為は、同法第28条第1項第6号に該当する。

#### 建設業者監督処分簿 195

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社藤建興業	代表者氏名	藤田 一幸
主たる営業所	大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本	*林 2 5 5 — 5	
の所在地	人力 架以 外間 八十 众 田 于 本	<b>州200 0</b>	
許可番号	大分県知事 (般-1) 第13777号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、石、鋼、舗、 しゅ、水、解

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年3月8日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知するこ と。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続 的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこ
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれ を含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社藤建興業は、日田市天瀬町の河川災害復旧工事現場において、同法人の労働者が、作業中 の土のうの下敷きになり、右足を負傷し、3ヶ月以上休業する労働災害が発生したにもかかわらず、 所轄の日田労働基準監督署長に対し、遅滞なく、法令の定める労働者死傷病報告を提出しなかったこ とで、日田簡易裁判所から同法人及び同法人の代表取締役が、労働安全衛生法違反として罰金20万 円の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項|大分労働局から通報

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 194

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社臼杵総建	代表者氏名	芦刈 吉哉
主たる営業所	大分県臼杵市大字臼杵56-1		
の所在地	大为东口作用大于口作 5 0 · 1		
許可番号	大分県知事 (般-4)第11900号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、石、管、鋼、 舗、しゅ、水

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年3月2日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

営業停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 期間 7日間

# 処分の原因となった事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

有限会社臼杵総建の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を犯し、令和4年11月25日に臼杵簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。

#### 建設業者監督処分 簿 193

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	淺野建設株式会社	代表者氏名	淺野 正誠
主たる営業所	  大分県別府市大字鶴見4548-	452	
の所在地		402	
許可番号	大分県知事 (般-2) 第14617号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、大、と、石、舗、 塗、園

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年2月28日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号	及び第3号	

#### 処分の内容

営業停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲
- 建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。 (注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40 年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く)または、建設業施行規則(昭和24年建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
- 2 期間

1年間

### 処分の原因となった事実

土地改良法違反

淺野建設株式会社の代表取締役は、由布市挾間町の提子土地改良区の水路工事において、同地区 の当時の理事長に対し、上記工事の受注ができるよう有利かつ便宜な取り計らいを受けたことへの 謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、現金を供与したことで逮捕され、懲 役10月(執行猶予3年)の有罪判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処 分を行った。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 192

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	有限会社エムエーディ	代表者氏名	松尾 清治
主たる営業所	大分県大分市大字松岡5496一	1	
の所在地	八万州八丁福岡 0 年 0 0	1	
許可番号	大分県知事 (般-2)第11414号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年2月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

# 処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社エムエーディは、民間発注の高齢者施設新築工事において、

- (1)建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。
- (2) 現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置した。 以上のことは、建設業法第16条第1項第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28 条第1項第2号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 191

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大分電設	代表者氏名	山田 恭史
主たる営業所	大分県大分市向原沖1-1-30		
の所在地			
許可番号	大分県知事 (般・特ー3)第317号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、石、管、鋼、 舗、しゅ、水、消、解 (特) 電、通

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年2月8日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社大分電設は、株式会社九電工から請け負った電柱支障移設工事の電柱撤去工事において、 法定の除外事由がないのに、現場責任者である建柱班長が、同社の労働者に指示をして、車両系建設 機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、もって機械によ る危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反 として罰金10万円の判決を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 190

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭工業株式会社	代表者氏名	中園 勲
主たる営業所	大分県国東市国見町中1232		
の所在地	八刀尔国来印国尤州 千 1 2 3 2		
許可番号	大分県知事 (般・特ー1)第8307号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建、と、電、鋼、 井、水、消 (特) 管

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和5年1月19日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

建設業法違反

旭工業株式会社は、国東市長発注の管工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工 事に営業所の専任技術者を配置した。

このことは、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 189

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社匠研工業	代表者氏名	鹿田	研二
主たる営業所	大分県由布市挾間町来鉢1940	1		
の所在地	人力採曲和印換間門未換1940	1		
許可番号	大分県知事 (般-4) 第13343号	許可を受けている 建設業の種類	(般)	土、と、管、水、消

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社匠研工業は、令和2年8月頃から令和4年10月13日までの間、営業所に専任技術者が 不在のまま営業を行った。

このことは、建設業法第28条第1項本文に該当する。

監督処分庁:大分県

#### 建設業者監督処分簿 188

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社九州エナジー	代表者氏名	中嶋 康之
主たる営業所	  大分市都町3-1-1大分センタ	ービル8階	
の所在地			
許可番号	大分県知事 (般-1) 第13714号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、と、電、解

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年11月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第4号		

### 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 停止期間

令和4年11月30日から令和4年12月14日までの15日間

# 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社九州エナジーは、大分県内の民間発注の7件の工事において、建設業法第22条第1項の 規程に違反して、その請け負った工事を一括して有限会社ナショナル建設に請け負わせた。 このことは、建設業法第28条第3項に該当する。

その他参考となる事項 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分 を行った。

#### 建設業者監督処分簿 187

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社サイガン工業	代表者氏名	西願 文雄
主たる営業所	大分県宇佐市大字高砂新田272	— A	
の所在地	八分东 ] 在市入于间边初田 2 1 2	4	
許可番号	大分県知事 (般-2) 第13159号	許可を受けている 建設業の種類	(般) と

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年10月21日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

### 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 停止期間

令和4年10月22日から令和4年10月28日までの7日間

# 処分の原因となった事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

有限会社サイガン工業の代表取締役である西願文雄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を 犯し、令和元年10月24日に中津簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分 を行った。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 186

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	株式会社三愛	代表者氏名	近廣 薫平	
主たる営業所	大分県大分市竹の上10-22			
の所在地	大为朱八为市门 0 ± 1 0 2 2			
許可番号	大分県知事 (般-2)第5798号	許可を受けている 建設業の種類	建築、内装	

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年8月10日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

政令で定める金額以上の下請契約

株式会社三愛は、民間発注の公園施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。このことは、同法第16条第1項第2号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 185

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社武内建築	代表者氏名	武内 秀人
主たる営業所	大分県日田市天瀬町馬原530一	2	
の所在地	八分宗日田印入傾門	<u>د</u>	
許可番号	大分県知事 (般-1)第11403号	許可を受けている 建設業の種類	建築、大工

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年6月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第6号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社武内建築は、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を 締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 184

# 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社タカハシ	代表者氏名	髙橋 八郎
主たる営業所	大分県大分市大字種具1402番	<b>掛の 1</b>	
の所在地	人分乐八分  八十僅矣 1 4 0 2 雷	<b>近</b> V / 1	
許可番号	大分県知事 (特-30)第4862号	許可を受けている 建設業の種類	(特)土、と、舗、解

### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月25日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

### 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 停止期間 令和4年4月29日から令和4年5月1日までの3日間

# 処分の原因となった事実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

株式会社タカハシの代表取締役である髙橋八郎は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和4年1月25日に大分簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分 を行った。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 183

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社但馬設備工業	代表者氏名	早川 泰生
主たる営業所	大分県大分市原新町9-9		
の所在地			
許可番号	大分県知事 (般・特ー3)第800号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 機、水、消 (特) 管

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第7号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社但馬設備工業は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額(6,000万円)以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第7号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 182

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社東海建設	代表者氏名	白瀬	信弘
主たる営業所	大分県大分市大字野田809-3			
の所在地	八分泉八分市八十封田 6 0 9			
許可番号	大分県知事 (般-29)第13415号	許可を受けている 建設業の種類	(般)	土、建、と、舗、内

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第7号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社東海建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額(6,000万円)以上となる下請契約を締結した。

建設業法第28条第1項第7号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 181

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ナショナル建設	代表者氏名	宇都宮 浩史
主たる営業所	大分県大分市下郡477		
の所在地			
許可番号	大分県知事 (般-29)第5291号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建、と、鋼、舗、 園、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年4月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社ナショナル建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

#### 建設業者監督処分簿 180

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭工業株式会社	代表者氏名	中園 勲
主たる営業所	大分県国東市国見町中1232		
の所在地	八万宗国来印国先刊十1202		
許可番号	大分県知事 (般・特ー3)第8307号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、と、電、鋼、 井、水、消 (特)管

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年3月15日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条	第1項第2号該当)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲
  - 建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。
    - (注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に 掲げる公共法人(地方公共団体を除く)または、建設業法施行規則(昭和24年建設省 令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
- 2 停止期間

令和4年3月19日から令和4年4月17日までの30日間

## 処分の原因となった事実

経営事項審査申請書の虚偽申請

旭工業株式会社は、令和元年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査 において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書 をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項 同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を 行った。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 179

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	立石建設工業株式会社	代表者氏名	立石 三津子
主たる営業所	大分県中津市大字永添2751-	<i>A</i> 1	
の所在地	人分乐中年用人于水源2731	4 1	
許可番号	大分県知事許可 (般-2)第7834号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、大、と、舗、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和4年2月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反

立石建設工業株式会社は、

- 1 複数の民間工事において、建設業法第26条第3項により、現場に専任が必要な主任技術者 を、工期の重複する他の工事に配置した。
- 2 複数の民間工事において、建設業法第26条第3項により、現場に専任が必要な主任技術者 に、建設業法第7条の2に規定する営業所の技術者を配置した。
- このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項経営事項審査により認知

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 178

## 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	イシケン建設工業株式会社	代表者氏名	代表取締役 石川 健人
主たる営業所	   宇佐市安心院町折敷田154番	±h 1	
の所在地	于在市安心州部	7E 1	
許可番号	大分県知事許可 (般-1)第14567号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土木一式、とび・土工・ コンクリート、石、鋼構造物、 舗装、しゅんせつ、水道、解体

## 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月28日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第7号		

#### 処分の内容

建設業法第29条第1項第7号に基づく許可の取消し

処分の原因となった事実

不正の手段による許可の取得

同社の代表取締役が平成30年3月31日に刑法(傷害罪)による罰金刑が確定し、許可の欠格要件に該当していたにも関わらず、令和2年2月12日付けの建設業許可申請書に、欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した許可申請者の住所等に関する調書を添付するなど、虚偽の申請によって、令和2年3月10日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第1項第7号に該当する。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 177

## 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	株式会社真重建	代表者氏名	後藤 隆一
主たる営業所	大分市庄境1-44		
の所在地	人分印工先工 44		
許可番号	大分県知事許可 (般-29)第13438号	許可を受けている 建設業の種類	(般)機

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社真重建は、大分石油化学コンビナート構内の2号ボイラー本体定期点検工事の足場解体工事において、令和2年4月15日に同社の労働者が、足場材の受け渡しの作業中に、右第4・5中手骨骨折の負傷を負い、4日以上休業することになったにもかかわらず、同年7月28日、「被災地の場所」及び「災害発生状況及び原因」を、同社の資材置き場で足場材をトラックに積み込んでいた際に負傷したとする虚偽の労働者死傷病報告を作成して、大分労働基準監督署に提出したことにより、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として法人及び代表取締役が罰金10万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 176

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	株式会社三共農園材	代表者氏名	原田 伸介
主たる営業所	字佐市大字和気976番地		
の所在地	于在印入于和X 9 7 0 雷地		
許可番号	大分県知事許可 (般-30)第11165号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、建、と、鋼

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社三共農園材は、民間発注のとび・土工・コンクリート工事2件において、建設業法に基づき、主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所の専任技術者を主任技術者として同現場に配置するとともに、重複して複数の工事に同人を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項経営事項審査により認知

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 177

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	有限会社昇和工業	代表者氏名	伊東 由人
主たる営業所	大分市大字森町566番地の7		
の所在地	人为印入于森西 5 0 0 雷地v2 7		
許可番号	大分県知事許可 (般-29)第10796号	許可を受けている 建設業の種類	(般)と、管、機、絶

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月24日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第2号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社昇和工業は、元請業者から請け負った専任の技術者を配置する義務のある管工事において、1人の主任技術者を別の2件の工事の主任技術者として重複して配置した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項経営事項審査により認知

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 174

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	咲栄株式会社	代表者氏名	宇佐 卓也
主たる営業所	大分市西大道1-2-21		
の所在地	人为印码入追 1 2 2 1		
許可番号	大分県知事 (般)第11637号		建・大・左・と・石・屋 ほか11業種

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年12月17日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

専任技術者の専任義務違反

咲栄株式会社は、令和2年12月1日から令和3年10月13日までの間、営業所に専任技術者が 許可を受けている営業所に専任していない状態で営業を行った。このことが、建設業法第7条第2号 及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

監督処分庁:大分県

#### 建設業者監督処分簿 173

## 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社幸建企画	代表者氏名	古城	幸太郎
主たる営業所の所在地	大分市古国府4丁目3番19号			
許可番号	大分県知事許可 (般-30)第12821号	許可を受けている 建設業の種類	(般)	土、と、石、鋼、ほ、 し、水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知するこ
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続 的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこ
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれ を含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社幸建企画は、同社が管理、運営する産業廃棄物の中間処理施設において、コンクリートを 破砕するシングルクラッシャーに作業員が転落し死亡する工事関係者事故を起こしたことについて、 危険を防止するため必要な措置を講じていなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反 等により法人及び代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 172

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)新興プラント工業	代表者氏名	山口 有一
主たる営業所	大分市向原西二丁目8番30号		
の所在地	人为印刷赤色二丁百0亩30万		
許可番号	大分県知事許可 (般・特ー2)第13059号	許可を受けている 建設業の種類	(特) 土、建、大、と、石、 屋ほか8業種 (般) 機

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

#### 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社新興プラント工業は、

- 1 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により専任の主任技術者の配置が義務づけられている民間発注のとび・土工・コンクリート工事に、建設業第15条第2項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。
- 2 同様に民間発注の管工事において、建設業第15条第2項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。 上記1、2は、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。
- 3 更に、上記管工事と工期が重複する他の工事に同専任者を主任技術者として配置した。 このことは、建設業法第7条第2項及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1号第2号に該当する。
- 4 民間発注の機械器具設置工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない2名を主任技術者として配置した。
- 5 同様に、民間発注のとび・土工・コンクリート工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない2名を主任技術者として配置した。

上記4、5は、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

# その他参考となる事項|経営事項審査により認知

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 171

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)Rec	代表者氏名	生嶋 由加里
主たる営業所	大分市緑が丘一丁目9番4号		
の所在地			
許可番号	大分県知事許可 (般-3)第14045号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、と、舗、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社Recは、民間発注のとび・土工・コンクリート工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置したうえ、同工事と工期が重複する複数の工事に同人を配置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項経営事項審査により認知

監督処分庁:大分県

#### 建設業者監督処分 簿 170

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	高田建設 株式会社会社	代表者氏名	井上 正美
主たる営業所 の所在地	大分県豊後高田市高田210	6番地1	
許可番号	大分県知事 (般-3)第1135号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土・建・と・舗・園・解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年8月23日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条	第1項第2号該当)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲
  - 建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。
    - (注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に 掲げる公共法人(地方公共団体を除く)または、建設業法施行規則(昭和24年建設省 令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
- 2 停止期間

令和3年8月27日から令和3年9月25日までの30日間

#### 処分の原因となった事実

経営事項審査申請書の虚偽申請

高田建設株式会社は、平成29年12月31日、平成30年12月31日及び令和元年12月31 日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、 これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項 同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を 行った。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 169

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社 羽野建技	代表者氏名	羽野 桂司
主たる営業所	大分県別府市大字鶴見1958	_ Q	
の所在地	人为 赤奶的 印入于临死 1 9 0 0	0	
許可番号	大分県知事 (般 – 3) 第9717号	許可を受けている 建設業の種類	(般)建・大・屋・タ・内

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月30日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反(経営業務管理責任者の一時不在)

有限会社羽野建技は、経営業務の管理責任者であった者が、平成30年5月22日に役員を退任してから、平成31年5月8日までの間、建設業法第7条第1号に規定する要件を満たす者を欠く状況であったにもかかわらず、同法11条第5号に規定されている届出を行わずに営業を継続していた。 このことが、建設業法第7条第1項及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 168

## 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社翔樹	代表者氏名	桐井 裕樹
主たる営業所	大分県中津市大字福島1587	<b>釆</b>	
の所在地	八分水   平市八   福岡 1 0 0 1	H 20 1	
許可番号	大分県知事 (般-28)第14032	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土・と・石・鋼 ・し・水

## 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年6月 日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号		

## 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し

処分の原因となった事実

欠格要件該当

有限会社翔樹の代表取締役は、令和2年9月17日に中津簡易裁判所において刑法第208条(暴行罪)により罰金10万円の刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当する。 このことは、建設業法第29条第1項第2号の許可の取消し要件に該当する。

監督処分庁:大分県

#### 建設業者監督処分簿 167

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	松田建築有限会社	代表者氏名	松田 正一
主たる営業所	大分県別府市大字野田57番地	<i>₾ 3</i>	
の所在地	八分 然	v > 0	
許可番号	大分県知事許可 (般-2)第3680号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、建、と、石、鋼 舗、水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月27日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知するこ
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続 的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこ
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれ を含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

松田建築有限会社は、別府市の民間工事(石垣の補強工事)において、作業中にブロック塀が倒 れ、作業員1名が死亡、1名が胸の骨を折るという工事関係者事故を起こしたことについて、危険を 防止するため必要な措置を講じていなかったとして、別府簡易裁判所から労働安全衛生法違反等とし て法人及び代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

監督処分庁:大分県

#### 建設業者監督処分簿 166

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ノジリ	代表者氏名	野尻 邦彦
主たる営業所	大分県大分市大字竹中1370	<b>—</b> 1	
の所在地	人为某人为市人于门午1370	1	
許可番号	大分県知事許可 (般-28)第11684号	許可を受けている 建設業の種類	(般)土、と、鋼

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

## 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知するこ
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続 的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこ
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれ を含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社ノジリの代表取締役である野尻邦彦は、有限会社恵大の専務取締役である円本和生と共謀 の上、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、事実が記載された労働者死傷病報告を労 働基準監督署に提出しなかったことにより、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20 万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

#### 建設業者監督処分簿 165

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社恵大	代表者氏名	円本 正忠
主たる営業所	大分県竹田市大字入田17番地	(n) 2	
の所在地	八分界门田市八丁八田工工留地		
許可番号	大分県知事許可 (般-29)第13456号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 土、と、石、管 鋼、舗、し、塗 水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年5月18日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項第3号		

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ず ること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知するこ
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続 的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこ
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれ を含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社恵大の専務取締役である円本和生は、有限会社ノジリの代表取締役である野尻邦彦と共謀 の上、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、事実が記載された労働者死傷病報告を労 働基準監督署に提出しなかったことにより、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20 万円の略式命令を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 164

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	菅隆建設株式会社	代表者氏名	山村 鎮久
主たる営業所の所在地	大分県佐伯市大字海崎76-1		
許可番号	大分県知事許可 (般-28) 第1548号 (特-28) 第1548号 (般-29) 第1548号	許可を受けている 建設業の種類	(般)建、と、舗、水 (特)土

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月23日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(本文	.)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反 (無許可営業)

菅隆建設株式会社は、民間発注の解体工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲 を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項(本文)に該当する。

その他参考となる事項経営事項審査による

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 163

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

	有限会社一生工務店	代表者氏名	石川 一生
主たる営業所	大分県大分市寒田873-4		
の所在地	八分來八分巾《田 6 7 6 4		
許可番号	大分県知事許可 (般-28)第10677号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 建、大、と 屋、内、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月19日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(本文	)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反 (無許可営業)

有限会社一生工務店は、民間発注の防水工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項本文の処分事由に該当すると認められる。

その他参考となる事項 経営事項審査による

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 162

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	旭産業株式会社	代表者氏名	田中 章夫
主たる営業所	大分県臼杵市大字市浜1137	<u> </u>	
の所在地	人为泉口杆印入于印换 I I S ( = I		
許可番号	大分県知事許可 (般-28) 第1340号	許可を受けている 建設業の種類	(般) 管、機 (特) 土、建、大、左、 と、綱、舗、しゅ、 塗、防、内、具、 水、解

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和3年3月19日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(本文	•)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 処分の原因となった事実

建設業法違反(監理技術者の未配置)

旭産業株式会社は、臼杵市役所発注の令和元年度野津市民交流センター(仮称)新築建築主体工事において、工期途中で配置技術者が資格要件を満たさなくなったにもかかわらず、約4ヶ月の間、資格要件を満たす代わりの技術者を配置しなかった。

このことが、建設業法第28条第1項本文の処分事由に該当すると認められる。

監督処分庁:大分県

# 建 設 業 者 監 督 処 分 簿 161

### 1、処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	カミシナ商事有限会社	代表者氏名	神品 尊則
主たる営業所	大分県津久見市中央町8番17号		
の所在地	八刀尔律久允申于大型 O 留 I ( 万		
許可番号	大分県知事許可 (般-30) 第14338号	許可を受けている 建設業の種類	(般) と

#### 2、処分に関する事項

処分年月日	令和2年10月22日	処分を行った者	大分県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(本文)		

### 処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
- (2) 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
- (3) 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 2 前記各号について講じた措置(貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

# 処分の原因となった事実

専任技術者不在

カミシナ商事有限会社は、専任技術者が平成31年2月17日に死去し、代わるべき専任技術者がいなかったにもかかわらず、建設業法第11条第5項で定める届出をせず、令和2年3月24日付けで専任技術者の変更届が受理されるまでの間、建設業法第7条第2項に掲げる基準を満たす者が不在のまま建設業を営んでいた。

このことが、建設業法第7条第2項及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に 該当する。